

酒類製造用原料に係る関税割当内示書発行手続の手引

この手引は、令和8年度における酒類製造用原料麦芽及び酒類製造用原料とうもろこしの関税割当の利用を希望される方に向けて、関税割当を利用するための手續を説明するものです。

●関税割当制度とは

外国から輸入する特定の農産物等について、一定の輸入数量（以下「関税割当数量」という。）の枠内に限り、無税又は低税率の関税を適用し、その農産物等の需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率（枠外税率）を適用することによって、その農産物等の国内生産者の保護を図る制度です。

関税割当数量は原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して定めることとされています。

申請者に対する令和8年度の割当てについても、令和7年度と同様に、酒類製造用原料の関税割当制度の適正な運営を前提として、酒類業界の実情に応じて「ビール若しくは発泡酒又はウイスキー（以下「ビール等」という。）原料用麦芽関税割当申請限度内示書（以下「ビール等麦芽内示書」という。）」又は「エチルアルコール又は蒸留酒（以下「蒸留酒等」という。）用とうもろこし関税割当申請限度内示書（以下「蒸留酒等用とうもろこし内示書」という。）」を発行していきたいと考えています。

《目次》

(頁)

I 利用できる方	2
II 手続	
1 手続の流れ	2
2 関税割当申請限度内示書交付申請書及び需給表の提出	3
3 国内調達の取組報告書の提出	4
4 関税割当内示書受領後の手続	5
5 その他	5

I. 利用できる方

ビール等麦芽又は蒸留酒等用とうもろこしの関税割当を利用できる方は、以下の表のとおりです。

対象となる酒類製造用原料 (以下「対象原料」という。)	利用できる方
ビール等麦芽（ビール等の製造に用いる麦芽に限る。以下同じ。）	ビール若しくは発泡酒又はウイスキーの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者（以下「ビール等製造者」という。）又はその者との委託契約がある輸入事業者
とうもろこし（エチルアルコール又は蒸留酒の製造に用いるものに限る。以下同じ。）	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ又はリキュールの製造免許（試験製造免許を除く。）を受けた者（以下「蒸留酒等製造者」という。）又はその者との委託契約がある輸入事業者

II. 手 続

1 手續の流れ

手続きに必要となる様式等の公表（国税庁ホームページ）

交付申請及び需給表の作成（提出期限：1月15日）

郵送で提出

内示書の受領（通常は4月上旬を目途）

返信

農水省への申請

郵送等※で提出

国
税
庁

農
水
省

※農水省へ申請書等を提出する方法は、「4 関税割当内示書受領後の手續について」をご覧ください。

2 関税割当申請限度内示書交付申請書及び需給表の提出

国税庁では、関税割当数量を算出するに当たって、関税割当の対象原料に係る国内需要見込数量及び国内生産見込数量の取りまとめを行い、酒類業界の要望が適切に反映されるよう関係省庁等に対して要望を行っております。関税割当制度が利用可能な方で関税割当を希望する全ての方（以下「利用希望者」という。）から提出される書類は、その年度の国内需要見込数量及び国内生産見込数量の積算に必要となります。

関税割当の利用希望者は、次の書類を作成し、令和8年1月15日（木）までに国税庁酒税課業務係宛に提出してください。

① ビール又は発泡酒原料用麦芽の利用希望者が提出する書類

- (様式1) ビール等麦芽需給表
- (様式4) ビール等・ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請書^(注2、3)
- (様式5) 送付先指定書^(注4)
- 返信先を記載した返信用封筒^(注5)

② ウイスキー原料用麦芽の利用希望者が提出する書類

- (様式6) ウイスキー麦芽需給表
- (様式4) ビール等・ウイスキー原料用麦芽関税割当申請限度内示書交付申請書^(注2、3)
- (様式5) 送付先指定書^(注4)
- 返信先を記載した返信用封筒^(注5)

③ とうもろこし原料用麦芽の利用希望者が提出する書類

- (様式8) とうもろこし需給表
- (様式10) エチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書交付申請^(注2、3)
- (様式5) 送付先指定書^(注4)
- 返信先を記載した返信用封筒^(注5)

④ 輸入事業者が提出する書類（関税割当を希望する対象原料の需給表）

- 関税割当を希望する対象原料の需給表
- (様式2) 酒類製造事業者の輸入希望数量一覧（ビール等麦芽）^(注1)
- (様式7) 酒類製造事業者の輸入希望数量一覧（ウイスキー麦芽）^(注1)
- (様式9) 酒類製造事業者の輸入希望数量一覧（とうもろこし）^(注1)

- (注1) ビール等製造者は提出する必要はありません。輸入事業者のみ希望する対象原料ごとに提出してください。
- (注2) 交付申請書に記載する割当てを希望する麦芽の数量は、原則として、需給表に記載した輸入必要数量と同数量を記載してください。数量が異なる場合は、個別に事情をお伺いする場合があります。
- (注3) 交付申請書は、ビール等麦芽の関税割当希望者が提出する交付申請書と共通の様式となっているため、ビール等又はウイスキーの文言を二重線で削除するなど、割当てを希望する原料用麦芽の交付申請書であることが分かるように記載してください。
- (注4) 交付申請書に記載の住所又は所在地以外に関税割当内示書の送付を希望する場合のみ提出してください。
- (注5) 内示書は定形郵便物 50g 以内になります。所定の料金の切手等を貼付した返信用封筒をご提出ください。

3 国内調達の取組報告書の提出

関税割当制度は、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、農産物等の国内生産者の保護を図る制度であり、酒類製造事業者の日本国内で生産される対象原料の調達状況を把握する必要があるため、日本国内で生産される大麦又は麦芽の使用に係る取組の実施状況等について聴取を行っています。ビール等製造者が加盟する酒類業団体からは意見交換等を通じて別途聴取を行っておりますので、情報提供を行った団体に加盟していない利用希望者は、次の書類に対象原料ごとに、自己の国内調達状況又は国内調達の取組を記載していただき、併せて提出していただく必要があります。

○ (様式3) 国内調達の取組報告書^(注6)

(注6) 国内調達の取組とは、例えば次のような取組が考えられます。なお、現在の麦芽の国内生産状況を鑑みて、取組予定(国税庁に対し情報提供を行っている酒類業団体への加盟予定を含む。)を記載いただいても差し支えありません。

- ・ 国内で生産された大麦を購買し、ビール又は発泡酒の製造に使用している。
- ・ 自社で製麦施設を運用している。
- ・ 国内産のビール用大麦の品種改良支援を行っている。

4 関税割当内示書受領後の手続について

国税庁は関税割当制度に関する政令の公布後、交付申請書等を提出した方に内示書を送付いたします。

利用希望者は内示書を受領後、農林水産省に対し関税割当申請を行う必要があります。

○提出書類：関税割当申請書（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令別記様式第1）、
ビール等麦芽内示書及び蒸留酒等用とうもろこし内示書

○申請期限：ビール等麦芽内示書及び蒸留酒等用とうもろこし内示書の交付の日から起算し、
14日以内

○申請方法：受付・担当課（農林水産省輸出・国際局国際経済課）への直接持ち込み、郵送
及び電子メールによる提出

詳しくは、農林水産省輸出・国際局国際経済課（03-6744-0245）へご確認ください。

5 その他

この他、利用希望者が遵守しなければならない報告事項等については、「令和8年度の酒類製造用原料に係る関税割当制度の運営について（依頼）」に定めています。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

リンク先：[ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>関税割当制度について](#)

二次元コード：国税庁ホームページ



【問い合わせ先】

住所：〒100-8978

東京都千代田区霞が関3-1-1

担当者：国税庁酒税課業務係

電話番号：03-3581-4161（内線3568）